

第11章 許認可、進出手続き、撤退方法

1. 許認可

(1) 製造業

< 出資規制・ライセンス >

製造業に関しては、ほとんどの業種で 100% 外資で参入することができる¹⁶。

但し、1975 年工業調整法 (Industrial Co-ordination Act 1975) により、株主資本¹⁷が 250 万リンギ以上、または 75 名以上の常勤従業員を雇用している製造業者は、製造業ライセンスを取得する必要がある¹⁸。

なお、2008 年 12 月 1 日以降、新規の事業、並びに既存のライセンスを受けた製造業者又はライセンスを受けていない製造業者による事業の拡大・多様化については、原則として、自動的にライセンスが付与されることとなった (但し、安全・治安、健康、環境、宗教に関連するもの、及びサバ州・サラワク州におけるもの等は除く)¹⁹。

< 管轄官庁 >

マレーシア投資開発庁 (Malaysian Investment Development Authority, MIDA) が製造業ライセンスを管轄している。MIDA では、製造業ライセンスに加えて、投資優遇措置や外国人労働者の就労パス、関税等の相談をすることができる。

なお、MIDA は、国際通商産業省 (Ministry of International Trade and Industry, MITI) の下にある政府機関である。

(2) 非製造業

非製造業の許認可については、従前は、外国投資委員会 (Foreign Investment Committee : FIC) が管轄していたが、2009 年に「外国投資委員会投資ガイドライン」(FIC Investment Guideline) が廃止された。

現在は、銀行業、保険業、流通取引サービス業等のように、事業の内容によってライセンスが必要になる。

¹⁶ JETRO ウェブサイト。

¹⁷ Shareholders' Funds のこと。企業の払込資本金、剰余金、払込剰余金残高、利益処分勘定残高の総計と定義されている (MIDA のウェブサイト)。

¹⁸ 「Guidelines and Procedures For Automatic Issuance of Manufacturing License」(MIDA)

¹⁹ 同ガイドライン。

< 流通取引サービス業 >

流通取引サービス業は、国内取引・協同組合・消費者省（Ministry of Domestic Trade, Co-operative and Consumerism : MDTCC）が制定した「流通取引サービスにおける外資参入に関するガイドライン」（Guidelines on Foreign Participation in the Distributive Trade Services Malaysia）によって規制されている。

ここでいう「流通取引」とは、「商品やサービスを、サプライチェーンを通じて、最終消費者や仲介者に供給する活動」と定義されている。流通取引サービス業には、卸売業者、小売業者、フランチャイズ等が含まれる。但し、製造業者は含まれず、またマレーシア投資開発庁から特別なステータスを認められた会社、国際調達センター（International Procurement Centres : IPC）、地域流通センター（Regional Distribution Centres : RDC）、経営統括会社（Operational Headquarters : OHQ）等の地域拠点も、流通取引業者に含まれない²⁰。

同ガイドラインは産業の公正かつ秩序ある発展や、プミプトラの経済分野へのさらなる参加を目的にしていることから、流通取引業を行う会社においては、業種に応じ、プミプトラの取締役を選任することや、マネジメント層を含むあらゆる階層で、マレーシアの人口構成を反映した人員とすること等が求められている²¹。

また、事業内容に応じて、外資の上限が設定されている。

2. 会社の設立手続き

以下では、日系企業を含む外資企業による一般的な進出形態である株式有限責任会社（非公開会社）の場合を例に、会社の設立手続きを概観する（大まかな流れは図表 11-1 参照）。

(1) 会社名の許可申請

設立予定会社の名前がマレーシアにおいて使用可能か確認するため、マレーシア会社登記所（Companies Commission Malaysia : CCM）に申請する（フォーム 13A）。

希望する名前が使用可能である場合、申請は認可され、その会社名は申請者のために 3 ヶ月間保持される（当該会社名、又は登記官が当該会社名と類似と判断する会社名は、申請者以外のために登録されることはない）。なお、3 ヶ月経過すると、当該申請は効力を失う。そのため、3 ヶ月を経過した場合には再度申請する必要がある。

オンラインでの申請後、半日から 1 日で結果を受領できる²²。また、現状、新会社設立に

²⁰ Guidelines on Foreign Participation in the Distributive Trade Services Malaysia (MDTCC)

²¹ “Administrative Conditions”, Guidelines on Foreign Participation in the Distributive Trade Services Malaysia (MDTCC)

²² JETRO ウェブサイト

についてはオンラインでの申請が義務づけられている。なお、手数料は 30 リンギである²³。

(2) 会社設立のための書類の作成（3 ヶ月以内に行う）

以下の書類が会社設立に際して一般的に必要な書類であり、これらを会社登記所に提出する。会社名の使用許可申請は 3 ヶ月間有効であるため、3 ヶ月以内に下記の手続きを完了させる必要がある。

- (i) 会社の目的等が記載された会社の根本規定である基本定款（Memorandum of Association）
- (ii) 会社の内部規則である付属定款（Articles of Association）
- (iii) 法令遵守についての宣誓書²⁴（フォーム 6）
会社法の条件が遵守され、所定の情報が提出されていることを述べた規定遵守に関する宣言書である。最初のカンパニーセクレタリー（会社秘書役）として会社の定款に記載される者によって署名される。
- (iv) 取締役又は発起人による法定宣誓書²⁵（フォーム 48A）
当該法定宣誓書には、取締役になることに対する同意、自らが債務未返済の破産者ではないこと、以前に会社の設立や運営等に関する不法行為をしたことがないこと、詐欺等により懲役 3 ヶ月以上の刑に処せられたことがないこと等の宣言が含まれる。また、任命前の取締役若しくは会社設立前の発起人（promoter）により署名される。

なお、実務上、2 名の個人が発起人となり、それぞれ 1 リンギの株式を引き受けることで株式会社を設立することが多い。

(3) 登記完了・会社設立証明書の発行

設立に必要な書類が準備できると、登記官は会社を登録し、会社番号を割り当て、設立証明書を出す。この時点で、会社としての活動が可能になる。

登記手数料の額は会社の資本金に応じて図表 11-2 のとおりとなる。

なお、会社の設立には、準備段階から起算すると 1.5 ヶ月から 2 ヶ月程度かかる。

(4) 会社設立後の義務

会社は、会社法上、設立後 1 ヶ月以内に以下の事項を登記官に提出することが必要である。

²³ “Table of Fees to be paid to the Registrar” 会社法別紙 2 第 3 段落、及び CCM 資料による。

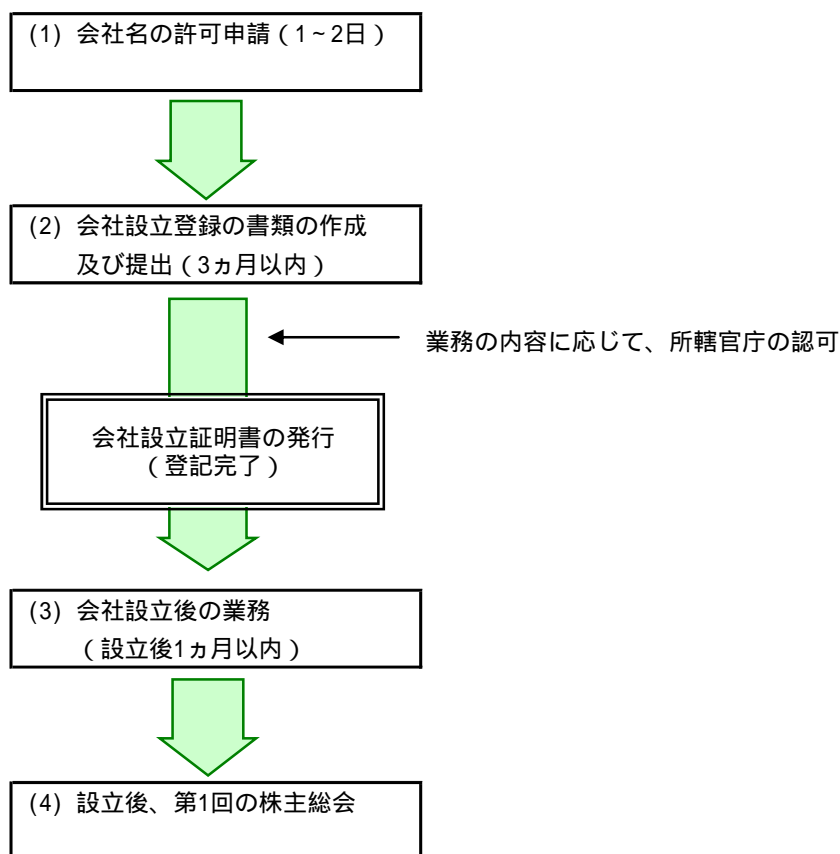
²⁴ “Declaration of Compliance”

²⁵ “Statutory Declaration by a person before appointment as director, or by a promoter before incorporation of corporation”

- ・ 株式の割当に関する報告（会社法 54 条(1)、Form 24）：
割り当てた株式の数及び名目上の額、割当を受けた人の氏名及び住所等
- ・ 登記上の事務所及び営業時間の通知（会社法 120 条(1)、Form44）
- ・ 役員（Director）、マネージャー（Manager）及びカンパニーセクレタリー（Secretary）の報告（会社法 141 条(6)、Form49）：
該当する人の氏名、国籍、住所、役員が公開会社又は公開会社の子会社の役員を兼務している場合はその旨等を記載する。

会社法上、年次株主総会（annual general meeting）は、1 暦年に 1 回かつ前回の年次株主総会から 15 ヶ月以内に行わなければならないとされるが、会社の設立後最初の年次株主総会については、会社の設立から 18 ヶ月以内とされている（会社法 143 条(1)）。

図表 11-1 会社の設立手続き概要



（出所）各種資料より作成

図表 11-2 会社設立時の手数料の額

名目資本金額 (Nominal Share Capital)	登記手数料
～ 10万以下	1,000
10万超 ～ 50万	3,000
50万超 ～ 100万	5,000
100万超 ～ 500万	8,000
500万超 ～ 1,000万	10,000
1,000万超 ～ 2,500万	20,000
2,500万超 ～ 5,000万	40,000
5,000万超 ～ 1億	50,000

(単位) リンギ

(出所) CCM 資料より作成

ひとくちメモ (14) : マレーシアの会社の名称

会社の名前は、会社の形態に関わりなく基本定款(Memorandum of Association)に記載される。さらに、株式有限責任会社の場合、原則として、会社名の末尾に " Berhad " 又はその略称である " Bhd. " を付けなければならない。非公開会社の場合はその直前に " Sendirian " 又はその略称である " Sdn. " をつけなければならない(すなわち " Sendirian Berhad " 又は " Sdn. Bhd. " となる(会社法 22 条(3)及び(4))。

登記官は、会社の名前として申請されたものが「望ましくない」(undesirable)と判断する場合、申請を拒否することができる。また、王室のメンバーとの関係を連想させる名前、連邦政府や州政府との関係を連想させる名前、ASEAN や英連邦(Commonwealth)、国際機関を連想させる名前、会社の目的やアイデンティティを誤解させるような名称も禁止される。

会社の名前は、社印、並びにあらゆるビジネス文書、小切手、正式な通知等に、アルファベットで記載しなければならない。その際、略称の使用は許されないが、上記の " Sdn. " と " Bhd. " に加え、長く実務上認められてきた " (M) " の記載は、" (Malaysia) " の略称として許容されている。

3. 会社の撤退手続き

(1) 撤退方法概要

マレーシアに現地法人を作った場合の撤退方法として、大きく分けて2つの方法がある。

売却

法的整理：清算型と再建型

の売却は、第三者に現地法人の株式を譲渡することで撤退するものである。以下では法的整理を紹介する。法的整理も大きく分けて、清算型と再建型に分かれる。なお、マレーシアにおいて「破産」制度は個人を対象としており、会社の場合は下記の手続きになる。

(2) 法的整理：清算型

清算型には、裁判所が関与する強制清算と、会社が行う任意清算がある(会社法 211 条)。

(i) 強制清算

< 申立権者 >

会社自体、債権者。また、銀行業であればマレーシア中央銀行 (Bank Negara Malaysia) のように、ライセンスを受けている事業の場合はライセンス発給者も申立は可能。さらに、一定の場合には登記官も申立ができる。

< 申立事由 >

会社が清算決議 (特別決議、出席株主の 3/4 以上の賛成等) を行った場合や、支払不能の場合等に、申立が認められる (会社法 218 条(1))。なお、「支払不能」については、会社法上、500 リングを越える債権を有する債権者が、債務者の登録上の住所地において支払請求をしたにもかかわらず、債務者が 3 週間以上これに応じなかった場合、債務者は「支払不能」にあるとみなされる (会社法 218 条(2)(a))。

< 裁判所による清算命令の効果 >

裁判所による清算命令が出されると、原則として、清算申立の時点で清算手続きが開始されたものとみなされる (会社法 219 条(2))。また、裁判所により清算人が任命され、以後、清算人が会社財産を管理することとなり、取締役は会社経営に関する権限を失う。

(ii) 任意清算

任意清算には、会社の支払能力の有無により、株主による任意清算と債権者による任意

清算に分かれる。

< 株主による任意清算 >

株主による任意清算は、会社に支払能力があることが前提となる。そのため、まず、会社の取締役会にて、「会社は、清算開始から 12 ヶ月以内に債務全額を弁済できる」旨等を宣言することが必要になる（会社法 257 条(1)）。その後、株主総会の特別決議を経て、清算人が選任される（会社法 258 条(1)）。清算人が選任された時点で原則として取締役はあらゆる権限を失う（会社法 258 条(2)）。

< 債権者による任意清算 >

債権者による任意清算は、会社に支払能力がない場合に行われる任意清算手続きである。この場合、会社財産に関心をもつのは債権者であることから、債権者に会社の清算手続きに関する権限を与えている。会社は債権者の集会を開催しなければならず、その債権者の集会は清算人を選任することができる²⁶。清算人が選任された時点で原則として取締役はあらゆる権限を失う（会社法 261 条(4)）。

(3) 法的整理：再建型

(i) スキーム・オブ・アレンジメント

スキーム・オブ・アレンジメントは、裁判所の認可を得て行う、会社と株主、債権者との間の取引であり（会社法 176 条）、会社の減資や資本構成の変更、会社財産の譲渡の場合に使われるほか、再建型の法的整理手段としても使われる。

(ii) レシーバーシップ

レシーバーシップとは、会社が債務不履行となった場合に、債権（debenture）を有する者のため、会社財産を保全する手続きのことであり、担保付き債権者及び裁判所（High Court）が、レシーバーを選任することができる。なお、実務上、担保（charge）の設定に関する書類において、債権者にレシーバーの選任権限が与えられることが多い。

²⁶ なお、会社が株主総会にて選任した人と、債権者が債権者の集会において選任した人とが異なる場合、後者が清算人となる。